

【1991年1月29日】児童手当制度の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

平成3年1月29日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男殿

厚生大臣 下条進一郎

諮問書

児童手当制度に関し、別添要綱のとおり改正を行うことについて、社会保障制度審議会設置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

児童手当制度改正案要綱

第一 改正の趣旨

近年における児童の養育を巡る諸状況の変化にかんがみ、世代間における社会的な扶養及び児童を養育する家庭に対する育児支援の強化という観点から、児童手当の支給対象を第一子に拡大し、支給期間を3歳未満に重点化するとともに、支給額を改善するなどの措置を講ずるものであること。

第二 改正の要点

1 給付に関する事項

(1) 支給対象

新たに第一子を支給対象とすること。

(2) 支給期間

3歳未満の期間について手当を支給すること。

(3) 手当月額

第一子及び第二子については月額5,000円、第三子以降については月額10,000円を支給すること。

(4) 特例給付

当分の間、現行の特例給付(児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない

被用者等で一定の所得未満のものに対し、事業主から徴収する拠出金を財源として行う児童手当と同額の給付)を継続すること。

2 施行期日及び経過措置等に関する事項

(1) 施行期日

この改正は平成4年1月1日から施行すること。ただし、特例給付に関する事項については平成3年6月1日から施行すること。

(2) 経過措置

支給対象及び支給期間の改正に伴い、第一子については、平成4年1月から、平成3年1月2日以後に生まれた者を対象とするとともに、第二子以降については、平成4年1月から同年12月までの間は支給期間を5歳未満とし、平成5年1月から同年12月までの間は支給期間を4歳未満とすること。

事前の認定請求を認める等、認定の請求等に関する経過措置を設けること。

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。